

令和6年度 第1回福岡市地域包括ケアシステム推進会議

日時：令和7年1月23日（木）13:30～15:00

会場：TKPエルガーラホール 中ホール1

会議次第

1. 開会

…出席者名簿

2. 議題

（1）会長・副会長の選出について

…会議設置要綱、委員名簿、

（2）地域課題の検討及び分野横断的取組みについて

① 地域課題の検討について

…資料1、参考資料1、2、3、5

② 重点テーマと新たな分野横断的取組みについて

…資料2、参考資料4-1、4-2

（3）2025年に向けた地域包括ケアアクションプランの 評価について（方針）

…資料3

3. 閉会

会議資料

- ◇ 福岡市地域包括ケアシステム推進会議設置要綱
- ◇ 委員名簿
- ◇ 出席者名簿
- ◇ 資料1：＜議題（2）－①＞地域課題の検討について
- ◇ 資料2：＜議題（2）－②＞重点テーマと新たな分野横断的取組みについて
- ◇ 資料3：＜議題（3）＞2025年に向けた地域包括ケアアクションプランの評価について（方針）
- ◇ 参考資料1：地域包括ケアアクションプランに基づく取組み状況
- ◇ 参考資料2：よりよい自立支援のためのポイント
- ◇ 参考資料3：認知症にやさしいまちづくりに関する事例スライド
- ◇ 参考資料4－1：パンフレット「自分で決める人生ガイド」
- ◇ 参考資料4－2：「自分で決める人生ガイド」専門職向け啓発媒体
- ◇ 参考資料5：令和6年度マイエンディングノート

福岡市地域包括ケアシステム推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 高齢者が、個人として尊重され、人生の最期まで住み慣れた地域で、自立した生活を安心して続けることができるよう、保健（予防）、医療、介護、生活支援、住まいが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指して、福岡市におけるネットワーク構築や市レベルの課題解決等を図るとともに、関係団体等と行政による一体的な取組を推進するため、介護保険法第115条の48の規定に基づく福岡市における最上位の「地域ケア会議」として、関係団体等と行政の代表者からなる福岡市地域包括ケアシステム推進会議（以下「市推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 全市レベルの関係団体等とのネットワークの構築に関すること。
- (2) 全市レベルの課題の集約・整理に関すること。
- (3) 全市レベルの課題解決に向けた政策形成に関すること。
- (4) 福岡市における地域包括ケアシステムの目指す姿やその実現に向けた取組の方向性に関すること。
- (5) 保健（予防）、医療、介護、生活支援、住まいのサービスに係る関係団体等の取組の推進に関すること。
- (6) その他、地域包括ケアの推進に関すること。

(組織)

第3条 市推進会議は、次に掲げる関係団体等から選出された委員をもって組織する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者並びに職能団体等
 - (2) 医療サービスに関する事業者及び職能団体等
 - (3) 介護保険以外の地域資源を担う関係団体等
 - (4) 地域における権利擁護等、相談業務を担う関係団体等
 - (5) 賃貸住宅事業者
 - (6) 学識経験を有する者
 - (7) 福岡市
- 2 特別の事項を検討・協議するため必要があるときは、市推進会議に臨時委員を選任することができる。
- 3 市推進会議は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

(任期)

第4条 市推進会議の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 市推進会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市推進会議は、会長が招集する。

(専門部会)

第7条 市推進会議は、次の各号に掲げる専門部会を置き、各事項を検討するものとする。

- (1)保健（予防）部会 [自立支援型介護の推進と介護予防に関する事項]
- (2)医療部会 [在宅医療の推進及び介護との連携に関する事項]
- (3)介護部会 [介護サービスの質の向上（介護サービス従事者の研修の充実、事業者や関係機関との有機的連携など）に関する事項]
- (4)生活支援部会 [生活支援サービスに関する事項]
- (5)住まい部会 [高齢者等への居住支援に関する事項]
- (6)認知症支援部会 [認知症の人とその家族への総合的かつ継続的な支援体制に関する事項]
- (7)権利擁護部会 [高齢者等への権利擁護支援に関する事項]

ただし、住まい部会は、「福岡市居住支援協議会専門部会」をもってこれにあてる。

ただし、権利擁護部会は、「福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会」をもってこれにあてる。

- 2 専門部会の運営については、第3～5条の規定を準用する。

(会議の公開)

第8条 市推進会議及び専門部会は原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

- 2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(秘密保持義務)

第9条 委員及びその他会議に出席した者は、会議において知り得た非公開情報を他に漏らしはならない。

(事務局)

第10条 市推進会議の事務局は、福岡市福祉局生活福祉部地域包括ケア推進課に置く。ただし、認知症支援部会の事務局は、福岡市福祉局ユマニチュード推進部認知症支援課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

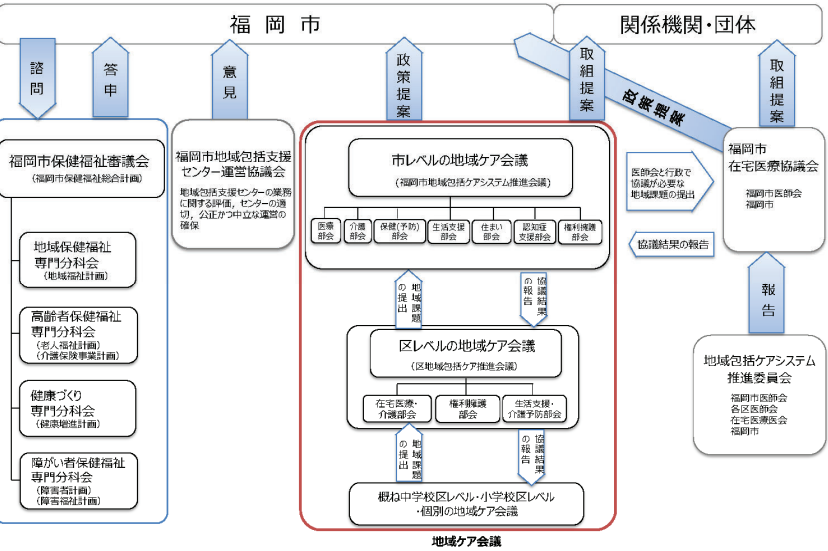
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

福岡市地域包括ケアシステム推進会議 委員名簿

令和6年11月27日 現在

福岡市地域包括ケアシステム推進会議(8名)		
氏 名 ※五十音順 ◎会長/○副会長	所 属 等	役職等
植田 幸二	福岡市自治協議会等7区会長会	代表
小川 全夫	アジア・エイジング・ビジネスセンター	代表
袈裟丸 政憲	福岡市介護保険事業者協議会	会長
佐伯 正治	福岡市社会福祉協議会	事務局長
濱崎 裕子	久留米大学地域連携センター	顧問
馬場園 明	九州大学大学院医学研究院	名誉教授
松浦 弘	福岡市医師会	副会長
藤本 広一	福岡市福祉局	局長

【参考】地域包括ケア推進に関連する会議



保健（予防）部会（6名）		
氏 名 ※五十音順 ◎部会長/○副部会長	所 属 等	役職等
古賀 直子	福岡県歯科衛生士会	副会長
松崎 哲治	福岡市理学療法士・作業療法士・言語聴覚士連絡協議会	会長
松本 ちさえ	福岡県栄養士会	福岡支部理事
◎ 松本 直人	福岡県介護支援専門員協会	専務理事
○ 南川 理恵	福岡市保健医療局総務企画部保険医療課	課長
平山 くみ子	福岡市東区保健福祉センター地域保健福祉課	課長

医療部会(7名)		
氏 名 ※五十音順 ◎部会長/○副部会長	所 属 等	役職等
飯田 康雄	福岡市歯科医師会	副会長
◎ 江頭 省吾	福岡市医師会	常任理事
梶平 幸子	福岡県医療ソーシャルワーカー協会	副会長
濱田 正美	福岡県看護協会	常任理事
平野 頼子	福岡市訪問看護ステーション連絡協議会	理事
山浦 竜雄	福岡市薬剤師会	常務理事
○ 福原 敏江	福岡市保健医療局健康医療部地域医療課	課長

介護部会(7名)		
氏 名 ※五十音順 ◎部会長/○副部会長	所 属 等	役職等
小金丸 誠	福岡市老人福祉施設協議会	理事
中平 千愛	福岡市小規模多機能ケアネットワーク	世話人
◎ 長野 圭介	福岡県介護支援専門員協会	事務局長
政野 一也	福岡県介護福祉士会	理事
宮田 益美	福岡市介護保険事業者協議会	
○ 平川 卓浩	福岡市福祉局高齢社会部介護保険課	課長
富田 亜由美	福岡市西区保健福祉センター地域保健福祉課	課長

福岡市地域包括ケアシステム推進会議専門部会 委員名簿

令和6年11月27日 現在

生活支援部会(6名)		
氏 名 ※五十音順 ◎部会長/○副部会長	所 属 等	役職等
木庭 健太郎	福岡市民生委員児童委員協議会	副会長
多田 祐二	福岡県社会福祉士会	
◎ 遠矢 理	福岡市社会福祉協議会地域福祉部地域福祉課	課長
帆足 佐代子	福岡市地域包括支援センター（福岡市医師会在宅医療課）	係長
○ 久田 惣介	福岡市福祉局生活福祉部地域福祉課	課長
宮原 章	福岡市市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課	課長

認知症支援部会(14名) 事務局：福祉局認知症支援課		
氏 名 ※五十音順 ◎部会長/○副部会長	所 属 等	役職等
井口 裕士	福岡県社会福祉士会	
石橋 武	福岡市社会福祉協議会生活支援部相談支援課	課長
◎ 江頭 省吾	福岡市医師会	常任理事
久保 勝浩	福岡市介護保険事業者協議会	幹事
古賀 祥多	福岡県弁護士会	
佐藤 百合江	福岡市認知症疾患医療センター（九州大学病院）	相談員
柴口 里則	福岡県介護支援専門員協会	会長
陣内 由香利	福岡市認知症疾患医療センター（福岡大学病院）	認知症認定看護師
須佐 三津代	福岡県看護協会	地区理事
古川 美樹	福岡市地域包括支援センター （ふくおか福祉サービス協会地域包括支援部）	部長
松井 隆明	福岡市医師会（認知症サポート医）	
柳 竜一	認知症の人と家族の会福岡県支部	代表
山下 裕美	福岡市小規模多機能ケアネットワーク	世話人
○ 鶴田 奈穂子	福岡市城南区保健福祉センター地域保健福祉課	課長

住まい部会(11名) 事務局：住宅都市局住宅計画課 ※福岡市居住支援協議会専門部会をもって充てる。		
氏 名 ◎部会長	所 属 等	役職等
◎ 栗田 将行	福岡市社会福祉協議会事業開発課	課長
中川 浩一	福岡県宅地建物取引業協会	事務局長
一ノ瀬 保二郎	全日本不動産協会福岡県本部	
横山 和希	都市再生機構九州支社住宅経営部管理企画課	課長
岩崎 賢史	都市再生機構九州支社住宅経営部ウェルフェア推進課	課長
佐藤 文法	福岡市住宅供給公社（経営企画担当）	課長
奥田 知志	（居住支援法人連絡協議会会長）抱樸	理事長
岩橋 ひろし	（居住支援法人連絡協議会副会長）家財整理相談窓口	理事
立石 英世	福岡市福祉局生活福祉部地域包括ケア推進課	課長
山田 隆行	福岡市福祉局障がい者部障がい者支援課	課長
上川 正春	福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課	課長

権利擁護部会(14名) ※福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会をもって充てる。		
氏 名 ※五十音順 ◎部会長	所 属 等	役職等
池田 顕吾	障がい者基幹相談支援センター	センター長
大野 耕司	福岡別府団地郵便局	福岡市地区連絡会 地区副統括局長
河内 正三	福岡県介護支援専門員協会	常任理事
佐伯 正治	福岡市社会福祉協議会	事務局長
佐藤 直幸	福岡県司法書士会	成年後見制度利用 促進対策室室長
◎ 猿渡 真吾	福岡県社会福祉士会	
田中 香代子	福岡市民生委員児童委員協議会	常任理事
早淵 雅樹	福岡市医師会	常任理事
福元 綾子	地域包括支援センター	在宅支援主任
藤 洋介	福岡県医療ソーシャルワーカー協会	理事
弓 幸子	福岡県弁護士会	高齢者・障害者等 委員会委員長
首藤 実千代	博多区保健福祉センター地域保健福祉課	課長
平川 笑美	早良区保健福祉センター健康課	課長
吉村 公孝	南区保健福祉センター福祉・介護保険課	課長

<議題(2)－①>

地域課題の検討について

令和7年1月23日（木）

令和6年度第1回地域包括ケアシステム推進会議

1. 地域包括ケアアクションプランの概要について

(1) プランの目的

- 本プランは、福岡市の地域包括ケアシステムの「目指す姿・目標」や、その実現に向けた関係機関・団体、行政の取り組みを「みえる化」することにより、関係者が共通認識のもと連携し、医療・介護・生活支援等のサービスが一体的に切れ目なく提供される仕組みづくりを推進することを目的としている。
- 高齢者一人ひとりやその家族から見た、望ましい高齢期の生活のあり方等をかなえるため、本プランに基づき、医療・介護の現場課題に対して、可能なところから取り組みを進めていく。

(2) プランの位置づけ

- 福岡市における地域包括ケアシステムの実現に向け、市民、事業者、関係機関・団体、行政が自ら実践し、共働して推進していくための行動計画
- 福岡市地域包括ケアシステム推進会議において、関係機関・団体、行政が共働して作成
- 行政計画である「福岡市保健福祉総合計画」「福岡市介護保険事業計画」と調和

(3) 福岡市の地域包括ケアの2025年の目指す姿

「多様な主体による支え合い・助け合いの実現」

地域包括ケアが実現した福岡市においては、高齢者に限らず、若い世代や企業等が、それぞれ持てる力や時間を互いに分かち合い、多世代のつながり、ふれあいの中で、支え合い・助け合いが行われています。

「一体的で切れ目ない支援による住み慣れた地域での暮らしの実現」

保健（予防）・医療・介護・生活支援・住まいが一体的に切れ目なく提供される体制が整っており、誰もが個人として尊重され、人生の最期まで、住み慣れた地域で暮らしています。

「市民の主体的な取り組みによる自立生活の実現」

市民が、若い頃から健康づくりや介護予防に主体的に取り組み、疾病や加齢により、心身の機能が低下しても、その有する能力に応じ、自立した生活を送っています。

(4) 福岡市地域包括ケアシステム推進会議と「地域包括ケアアクションプラン」

地域ケア会議

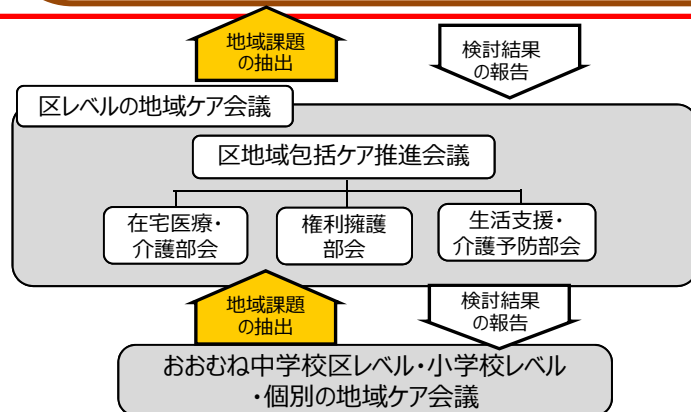
市・区・おおむね中学校区・小学校区・個別の各階層に設置。
各階層での課題解決を図るとともに、個々の課題から見えるくる
地域の課題や社会資源の把握、必要な取組み・政策等を検討。

市レベルの地域ケア会議

福岡市地域包括ケアシステム推進会議



専門部会



地域包括ケアアクションプラン2021～2026

地域ケア会議で把握された地域課題を整理し、
福岡市の地域包括ケアシステムの「目指す姿」「目標」
「取組みの方向性」等に見える化し、
関係者自ら実践し共働して推進していくためにものとして作成



アクションプランに基づく、
・取組みの進捗状況の確認
・改善の方向性や新たな取組みの検討

① 関係機関・団体、行政での取組み ⇒ 参考資料 I

それぞれの主な取組みを保健福祉総合計画の基本目標等の枠組みで
整理（見える化）し、各専門部会で連携促進等を目的とした情報共有・
意見交換（新規：R4～）

② 各専門部会での地域課題の検討 ⇒ 議題（2）－①

各区の地域ケア会議で抽出された地域課題の対応策について、各専門部会
で検討（新規：R3～）

③ 分野横断的取組みを検討・実践 ⇒ 議題（2）－②

アクションプランの重点テーマに対応する分野を横断した取組みを検討・実践

分野を横断した
多職種のワーキン
ググループで検討

・「目指す姿」「目標」「取組みの方向性」等の共有
・各階層での地域課題解決の取組み検討・実行等

1. 地域包括ケアアクションプランの概要について

(5) 地域ケア会議（推進体制）の開催状況

- 専門職、行政、地域関係者による検討を通じて、地域課題の発見や必要な資源開発、地域づくり、ネットワーク構築などを行う「地域ケア会議」を市・区・おおむね中学校区・小学校区・個別の各階層に設置。
- 地域包括ケアシステムの実現に向けた各階層での課題解決を図るとともに、個々の課題から見えてくる地域の課題や社会資源を把握し、必要な政策の検討につなげることで、高齢者が地域で生活しやすい環境整備を進めている。

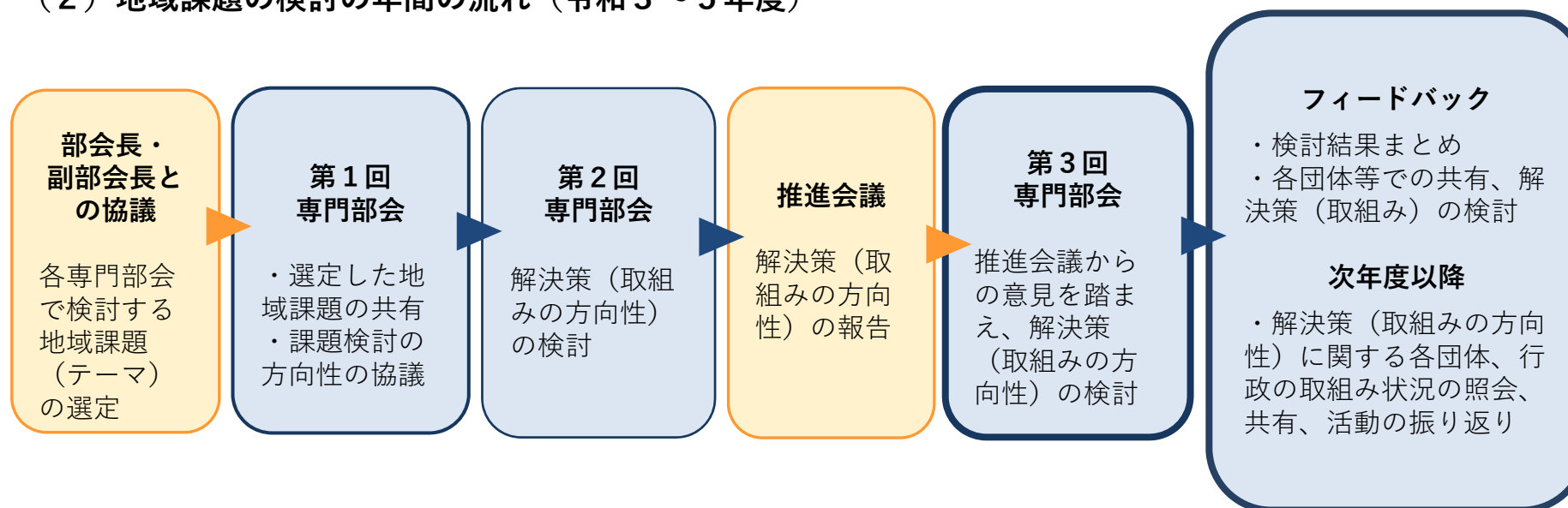
階層	会議の名称	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (11月末時点)
市	地域包括ケアシステム推進会議	1	1	0
	専門部会 計	13	13	4
	部会長・副部会長会議	1	1	0
	保健（予防）・医療・介護・生活支援・認知症支援合同部会	-	-	1
	保健（予防）・医療合同部会	3	3	-
	生活支援・認知症支援合同部会	3	3	-
	介護部会	3	3	-
	住まい部会(居住支援協議会専門部会)	3	3	1
	権利擁護部会(権利擁護支援ネットワーク協議会)	-	-	2
区	地域包括ケア推進会議	7	7	3
	部会 計	20	18	16
	在宅医療・介護部会	6	4	5
	権利擁護部会	6	4	6
	生活支援・介護予防部会	7	7	5
	合同部会	1	3	0
小学校 2～3校区	圏域連携会議	23	31	23
小学校区	高齢者地域支援会議	135 (73校区・地区)	132 (73校区・地区)	90 (44校区・地区)
個別	個別支援会議	554	521	397
	うち介護予防型個別支援会議	141	134	88
計		753	723	533

2. 各専門部会での検討について＜保健（予防）・医療・介護・生活支援・認知症支援部会＞

（1）令和3～5年度の専門部会における検討の進め方

- 「地域包括ケアアクションプラン2021～2026」では、各区の地域ケア会議で把握された地域課題の中から、専門部会毎に課題（テーマ）を設定し、課題に対応する取組み等の検討を進めた。
- 専門部会毎の課題（テーマ）については、部会長・副部会長と協議し、「優先して検討すべきこと」「各関係団体や団体共働で解決策を検討しやすい」等の視点から設定し、課題認識や先行取組みの共有、解決策（取組みの方向性）の検討を行った。

（2）地域課題の検討の年間の流れ（令和3～5年度）



2. 各専門部会での検討について＜保健（予防）・医療・介護・生活支援・認知症支援部会＞

（3）令和3～5年度の専門部会で検討した地域課題と方向性

- 令和3年度から3ヶ年度かけて、保健（予防）部会と医療部会、生活支援部会と認知症支援部会、介護部会に分かれ地域課題の検討を行い、多くのテーマで検討が一区切りついている。
- テーマを絞って検討を行うことで、課題認識の深掘りや具体的な解決策を検討することができた。

専門部会	R3	R4	R5	課題解決に向けた 取組み検討の方向性
保健（予防）部会・ 医療部会 合同部会	①フレイルや生活習慣病等のハイリスク者を継続的にフォローアップするための連携体制や仕組みの検討			- 行政では若い世代からの啓発に取り組む。 - 関係団体では団体間の連携や行政の啓発媒体の活用等に取り組む。
		②専門職による高齢者自身の備え（ACP）の啓発や実践を促進するための環境整備の検討		（令和 6 年度継続検討）
介護部会	③自立支援・重度化防止を推進するための、課題・方法の検討			「よりよい自立支援のためのポイント」資料や「ふくおか元気向上チャレンジ」事業事例集を活用して、市民や事業所へ自立支援を啓発する。
生活支援部会・ 認知症支援部会 合同部会	④認知症の人やその家族が、周囲のサポートを得やすくなるための方策や環境づくり			「認知症にやさしいまちづくりに関連する事例スライド」等を活用して、理解者を増やしていく。

2. 各専門部会での検討について＜保健（予防）・医療・介護・生活支援・認知症支援部会＞

（４）令和６年度の専門部会（全３回）の検討内容

- 分野横断的な課題や、多様な主体や地域活動に関わる課題など、部会単独で、または専門職の関係団体が中心となって検討することが難しい課題が増えている。また、2025年に向けたアクションプランに基づく取組みの振り返りを行うことから、令和6年度は5つの専門部会合同で開催する。
- 専門部会における地域課題の検討については、前年から継続している「専門職による高齢者自身の備え（ACP）の啓発や実践を促進するための環境整備」について、第2回専門部会においてワークショップ形式での検討を行った。
- ACP以外の地域課題については、項目を整理の上で、取組み状況の集約や課題整理を行い、第3回専門部会で意見交換を行う予定。

回	時期	主な検討内容
第1回	10/7	■令和５年度までの地域課題の検討内容と関係団体の取組みの振り返り - 令和５年度までの各部会での地域課題の検討結果と成果の振り返り - 関係団体等での成果の活用可能性に関する意見交換 - 関係団体等の取組みの共有 ■令和６年度の地域課題に関する検討 - 令和６年度の地域課題に関する検討方針の共有
第2回	12/9	■市民へのACPの動機づけに役立つ情報の整理（ワークショップ形式） 医療・保健（予防）部会で検討してきた「専門職による高齢者自身の備え（ACP）の啓発や実践を促進するための環境整備」について、部会ごとのグループに分かれてワークショップ形式での検討・意見交換
第3回 （予定）	2～3月	■2025年に向けたアクションプランに基づく取組みの振り返り ■令和６年度の地域課題に関する検討 地域課題についての部会委員の意見を集約し、意見交換

2. 各専門部会での検討について＜保健（予防）・医療・介護・生活支援・認知症支援部会＞

■令和6年度の地域課題に関する検討

令和5年度の区地域ケア会議で抽出された地域課題をア～エに分類し、取組み状況の集約や課題整理を行う。

分類	該当数	地域課題
●ACPIに関連する課題	3	・(No.1)ACP普及啓発について、コスト面含め現実的な検討ができる機会づくり ・(No.2)市民や専門職へのACPの啓発、認知症への正しい理解 ・(No.4)ACPや意思決定支援の取組みの推進
ア. 取組み・制度の情報整理と共有	14	・(No.5)複合課題に対応できる分野を超えた多職種の相互理解と連携の強化 ・(No.6)高齢者だけでなく障がい者も含めた支援体制整備 ・(No.7)キーパーソン不在や8050問題等、複合的な課題を抱えた高齢者への支援力向上 ・(No.8)成年後見制度、権利擁護に関する体制強化と推進 ・(No.9)認知症高齢者の金銭管理支援 ・(No.12)地域課題に沿った生活支援・介護予防の仕組みづくり ・(No.15)多世代、多様な人が交流できる場づくり ・(No.16)専門職や、生活に関わる様々な立場の方の連携強化 ・(No.17)民生委員・児童委員の高齢化、担い手不足への対応 ・(No.18)地域活動の人材確保 ・(No.19)地域の担い手不足解消対策 ・(No.20)企業やマンション管理組合、大学等地域の主要な団体等との連携促進 ・(No.21)公的サービスで賄えない生活支援の検討 ・(No.23)制度や相談窓口等の若い世代への周知・広報
イ. 取組み・制度の充実	5	・(No.3)在宅看取りの支援 ・(No.10)適切な介入とアセスメント力の向上及び多職種による連携した支援 ・(No.14)誰もが公平に、地域の一員として安心して生活できる仕組みづくり ・(No.22)高齢者一時保護事業の充実(受入れ施設の一元管理や情報共有) ・(No.24)離島における介護サービスの利用(新規参入事業所がなく利用できるサービスが限定されている)
ウ. 関係課への取組み・制度の提案	2	・(No.11)ライフライン業者から行政に連絡が入るシステムづくり ・(No.13)生活支援・介護予防の取組みに自ら参加できない高齢者へのアプローチ
エ. 他分野へのニーズ・課題の提案	1	・(No.25)交通問題について

項目をさらに整理の上で、取組み状況の集約や課題整理を実施

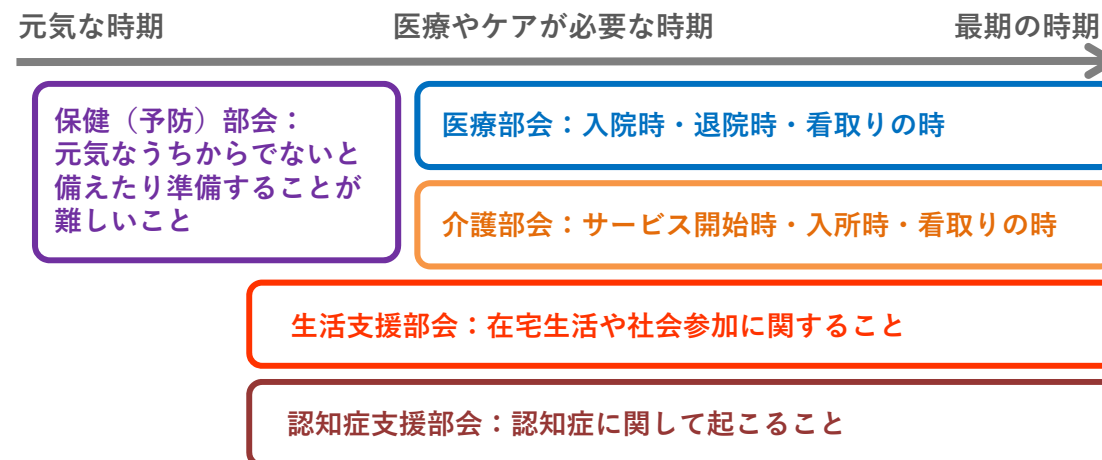
2. 各専門部会での検討について＜保健（予防）・医療・介護・生活支援・認知症支援部会＞

（５）令和６年度第２回専門部会（ワークショップ形式）の検討内容

＜検討の目的① ACPの動機づけに役立つ情報の整理＞

- ACPに関連した既存のツールは、市民が考え方や自分の関心を整理するものが中心である。
- しかし現状では、ACPや意思決定に関して起きる問題を、専門職から市民に具体的に伝える機会が少ない。
また、各職種や団体が関わる対象者の段階が大きく異なり、起きている問題を共有する機会も少ない。
- そのため、部会ごとにテーマを分け、各現場で起きているケースをもとに、市民に伝えるべき要素やメッセージを共有・検討する。

＜部会ごとの視点＞



＜検討の目的② 自分の思いを伝えるシート（仮）＞

- エンディングノートはページ数が多く、内容が幅広いため、ハードルが高いといった意見が寄せられている。
- そうした方にとっても、最期まで自分らしい人生を送るために、最小限の自分の意思を整理でき、緊急時でも周囲の人の目に触れやすい形のツールとして、エンディングノートとは別に、自分の意思を伝えられる簡単なシートの作成を検討する。

≪イメージ≫保険証やお薬手帳にはさめるサイズ、内容は、緊急連絡先や終末期の医療や介護を中心としたもの

2. 各専門部会での検討について＜保健（予防）・医療・介護・生活支援・認知症支援部会＞

（５）令和６年度第２回専門部会（ワークショップ形式）の検討内容

スライド９の「検討の目的①、②」を踏まえ、下記のテーマで意見交換を行った。

＜ワークショップの検討テーマ＞

- ① 「本人の意思や考え、希望等が十分に分かっていない・受け止められていないために、専門職や支援者としてジレンマや後悔が生じる」具体的な場面や事例
- ② 具体的な場面や事例をもとにした「市民に伝えた方がよいこと」
- ③ 必要最小限の自分の意思を整理できる「自分の思いを伝えるシート（仮）」に盛り込んだ方がよい項目の検討や、書きやすくするための工夫

※ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）とは

- ・将来の変化に備え、将来の医療及びケアについての本人が自分の考えや意思を示すこと。
- ・本人を主体として、そのご家族や近しい人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組み



【今回のワークショップでの検討範囲】

本人の意思に基づく医療・ケアのあり方だけでなく、そこに至る様々な段階での本人の意思決定支援や、専門職や支援者が本人の意思に基づいて支援することも含めて、幅広くとらえる。

2. 各専門部会での検討について＜保健（予防）・医療・介護・生活支援・認知症支援部会＞

（6）令和6年度第2回専門部会（ワークショップ形式）で出された意見（概要）

●「ACP＝自分の生き方を考えること」「何度も書き換えてもいい」ことを伝えていく

- ・ 自分の気持ちを大事にしてよい、伝えてもいいことを広く知ってほしい。
- ・ 「迷惑になるから伝えない」は、むしろ、もしもの時に迷惑をかけてしまう可能性もある。
- ・ 専門職の視点では、サービス開始時は家族との話が多くなり本人の思いを確認できないままジレンマを抱えるケースがある。また、専門性を優先させた結果、本人の思いに沿っていない支援になるケースもありえる。
- ・ フレイルやロコモと同様に、ACPという言葉も耳慣れることで意識するようになるのではないか。

●人とのつながりの大切さ、自分の関係性を考えて伝えることの重要性を伝えていく

- ・ 独居高齢者が多い時代になり、具体的な連絡先を決めておくのはとても大切。心づもりや伝える行為が大切になる。
- ・ 「孤立」が重要なキーワード。困ったら早めに相談できる場所があることや、自分らしい関わりの作り方があることを伝えたい。

●自分の情報や思いを文字化するための支援が大切

- ・ 意思表示できない人だけでなく、書くのが苦手、表現できない人もいる。情報を文字化する支援も大切。

●専門職の伝える・察知する・媒介するスキルが重要

- ・ 認知症であっても、ポジティブな思い、ネガティブな思いは何度も聞くことで分かってくる。本人の気持ちを察知してすくい上げる支援が大切。専門職には本人の思いを家族に伝えて、家族の話し合いを促すという役割がある。

●「自分の思いを伝えるシート（仮）」への工夫

- ・ 文字を少なくし、優しい色づかい、平易な表現としてはどうか。
- ・ つづり式のファイルで、書き換えてきた歴史がわかるとよいのではないか。
- ・ 医療やケアを必要とするタイミングで「みなさんにお聞きしています」という形で渡すなど、聞き漏らしがない工夫ができるとよい。

（7）今後の取組み方針

- 市民へのACPに関する啓発や動機づけを進めるにあたり、今後の人生を自分で考えておくことの大切さを伝えていく。情報や思いを文字化するための支援の方法についても検討していく。
- 「自分の思いを伝えるシート（仮）」は、文字数を少なく、負担感のない形での作成を検討する。

参考) 保健(予防)・医療部会における令和5年度までのACPに関する検討経緯

当初の課題

福岡市では単身や夫婦のみの高齢者世帯が増え、認知機能が低下することによって本人の意思確認等が困難なケースも多い。しかし、市民のACPへの関心や認知度は低く、早い段階で考えてもらえる啓発が必要となっている。また、専門職側のACPへの理解にも差があるため、医療・介護の専門職への啓発も必要である。

専門部会での検討活動内容

令和4年度

- ・ 関係機関・団体や行政のACPに関連する取組みや現状・課題の共有
- ・ 専門職自身が市民向けのACPを経験する必要性や、ACPへの理解を広げるためのツールや方策について整理

令和5年度

- ・ 令和5年度は、①フレイルの検討を中心に行ったため、第3回専門部会でのみ意見交換。
- ・ ACPに関して、令和4年度以降に各職能団体それぞれでのACPの研修等が増えている状況を踏まえて、現在のACPの取組みや認識の共有と、次年度の方向性を検討した。

令和5年度の検討内容・活動内容

- ・ 各団体での最近のACPの取組み状況の共有
- ・ 各職能でのACPへの認識や立ち位置について共有
- ・ ACPに関わる具体事例「親が決めていなかったために、実際に困った事例等について」の紹介
- ・ 次年度の検討の進め方の意見交換

検討結果(今後の方向性)

①専門職間でのACPに関する取組みの情報共有

- ・ それぞれの専門性に応じて行われているACP支援の考え方やスキル等について、その情報や研修内容などを情報共有することが、多職種に役立つ知識を得たり、考え方をそろえることにつながる。

②ケースをもとにした、市民へのACPの動機づけに役立つ情報の整理 ⇒令和6年度第2回専門部会で検討

- ・ 各専門職が経験してきたケースを持ち寄って、市民自ら考える必要があることを整理できると、「シチュエーションをもとに自分だったらどうしたいかを考える」というACPの入口をつくりやすい。

参考) 市民向けのACPに関連したツール

①終活応援ワークショップ

- 分野横断的取組「最期まで自分らしく生きるための支援」（アクションプラン2018～2020）で開発。お一人おひとりが自分らしい高齢期を過ごす準備のきっかけづくりを目的として、ゲーム感覚で取り組めるカードゲーム形式の終活応援ワークショップ。

②もしバナゲーム

- 終末期に大切にしたいことを考えるためのカードゲーム。（米国法人が開発した「GO WISH GAME」を原版としてiACPが日本語翻訳・出版を行う「日本語版」）

③エンディングノート

- 福岡市では、令和元年度から「マイエンディングノート」を作成・配布している。（年間2万部発行）終活応援セミナーとして、令和4年度は「エンディングノートの使い方」を、5年度は「エンディングノートで備える終活のこと」をテーマとした動画配信を実施。
- 終活サポートセンター（市社会福祉協議会内）で、エンディングノートを活用した出前講座を実施。

④自分で決める人生ガイド

- 分野横断的取組「生活課題が顕在化する前の早期からの意思表示、意思決定の啓発」（アクションプラン2021～2026）で作成。
- 目的は、年齢を重ねることで起こりうる暮らしや心身の変化を知り、高齢期に向けた備えや意思表示の重要性を考えるきっかけづくりと情報提供。

⑤パンフレット「早わかり在宅医療」

- 福岡市の在宅医療・介護連携推進事業において、専門部会の委員等によるワーキングで制作。「病気があってもできるだけ長く家で暮らしたい」と考える方へ「在宅医療」について分かりやすく紹介しており、基礎的なもののほか、「看取り編」「費用と制度編」も作成。

⑥厚生労働省・人生会議のコンテンツ

- 厚生労働省では、ACPを一般の方へも身近に感じてもらうため、2018年11月にその愛称を「人生会議」と決定して、普及啓発に努めている。人生会議のホームページでは、一般市民が人生会議について学んだり、実践するためのコンテンツをまとめている。



3. 各専門部会での検討状況 <住まい部会>

※住まい部会は福岡市居住支援協議会専門部会をもって充てる（事務局：住宅都市局住宅計画課）

（1）協議会の概要

① 目的

住宅確保要配慮者の状況、及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の円滑入居支援策の効果的な推進を図る。

② 構成委員

民間賃貸住宅事業者：公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会

公益社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部

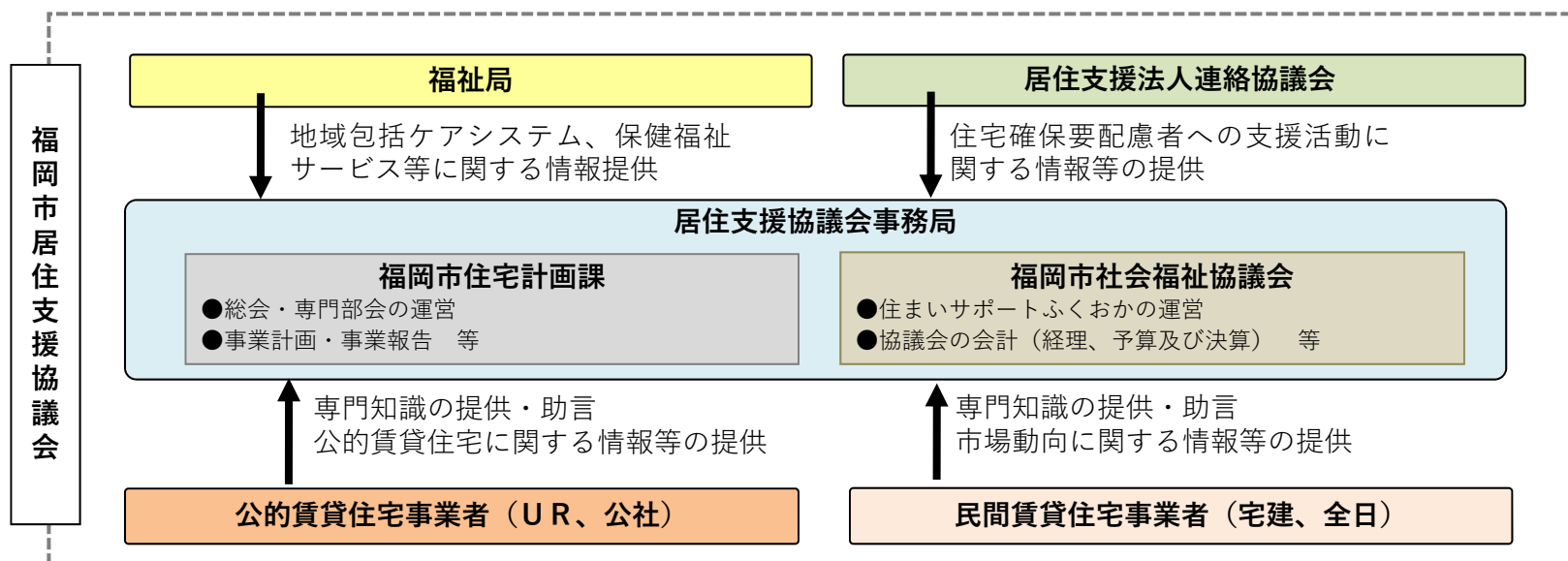
公的賃貸住宅事業者：独立行政法人 都市再生機構 九州支社（H22年度より参加）

福岡市住宅供給公社（H26年度より参加）

居住支援法人：居住支援法人連絡協議会（R 1 年度より参加）

入居支援実施団体：福岡市社会福祉協議会

福岡市：福祉局、住宅都市局



(2) 主な協議事項等

- 住まいサポートふくおか
高齢者及び障がい者世帯の民間賃貸住宅への入居に協力する不動産会社を「協力店」として登録するとともに、入居支援・生活支援を行う「支援団体」による「プラットフォーム」を構築し、福岡市社会福祉協議会が民間賃貸住宅へのスムーズな入居と、入居後の生活支援体制のコーディネートを行う。
(令和4年10月には、高齢者や障がい者で居住などに不安を抱える方々に対して、安心感を与える先駆的な取組みとして評価され、グッドデザイン賞2022を受賞)
- 市や市社会福祉協議会が実施する居住支援施策の情報提供
- 「ご近所気づきチェックリスト」の活用依頼について

(3) 現状と課題

- 虐待、DV、高齢と障がいの重複、多重債務、8050世帯など複合・多問題ケースの増加。
- 初期費用の捻出、並びに保証人に加え緊急連絡先も確保できない方の増加。
- 初期認知症や精神疾患が強く疑われる「被害妄想」のある転居希望相談者の増加。
- 精神障がい者に対するオーナー等の偏見。
- 重度身体障がい等、個々の障がい特性に応じた民間賃貸住宅の不足。
- 円安や原油価格高騰などに起因するインフレにより、家賃支払いが滞ることから強制退去となる世帯増加への懸念。

(4) 今後の方向性

- 「地域包括支援センター」「障がい者基幹相談支援センター」「生活自立支援センター」等の関係機関との緊密な協力体制を構築（多機関協働）することにより、制度の狭間の支援を進める。
(住まいに困窮する世帯に対し、フードバンクやライフレスキュー等の緊急支援についても、必要に応じコーディネートしていく)
- 住まいサポートふくおかの協力店と支援団体の連携を深化させ、より迅速な転居支援を行える体制を構築。
- 転居時支援に加え転居後の生活支援など多様な課題やニーズに対応できるよう、居住支援法人等幅広い分野の協力事業所とのマッチングを図る仕組みづくりを行う。
- 身寄りのない高齢者等に対する入居支援・日常生活支援・財産管理・死後事務・身元保証支援など、多様な課題に対応する包括的な支援提供体制の構築を検討する。

ご近所気づきチェックリスト

オートロックマンションの普及や地域住民のつながりの希薄化により、高齢者やそのご家族が必要としている情報や支援が行き届いていない場合があります。

また、孤立死やごみ屋敷などの問題は、隠れた課題に早く気づき介入できれば、複雑化する前に対処できる可能性もあります。

ご近所の気になる方について下記チェックリストをご活用いただき、緊急度のレベルに合わせて見守りや、関係機関への相談などをお願いいたします。



緊急度のレベル	(暮らし)	(家族)	(身体・気持ち)	(認知機能)	(経済状況)
レベル (低)	☐ 庭の草木が荒れている	☐ 高齢者の一人暮らし	☐ 歩きがおぼつかない・転びそう	☐ 同じ話を何度もする (話が噛み合わない)	☐ いつも同じ服を着ている
	☐ 家を空けているのか、最近見かけなくなった	☐ 高齢者のみの世帯	☐ 具合が悪そう・元気がない	☐ ゴミ出しができない (分別ができない・収集日がわからない)	☐ 金銭管理ができない
		☐ 高齢者と障がい者の世帯	☐ 今まで挨拶をしていた人が、挨拶をしなかったり、表情が硬い	☐ 約束を忘れる・間違える	
レベル (高)	☐ 家から異臭がする	☐ 怒鳴り声や悲鳴が聞こえる	☐ 異臭がする	☐ 自分の家や部屋番号がわからなくなる	☐ お金がないという (借金を依頼することもある)
	☐ ゴミがあふれている	☐ 家族が本人を怒鳴っている	☐ 髪やひげ、爪が伸びたままである	☐ 季節にそぐわない服を着ている	☐ 食事を摂っていないと訴える (買えない等)
	☐ 夜、電気がつかない (または電気が常についている)	☐ 介護疲れがある (家族がつかれている様子である)	☐ 顔や手足に不自然な内出血やあざがある	☐ 妄想的な訴えがある	☐ 家に見慣れない人がよく出入りしている
	☐ 新聞・郵便がポストにたまっている		☐ 急に泣き出す、おびえた表情になる など情緒が不安定である	☐ 家の前に宅配物が散乱している	☐ 家賃等の滞納が続く
	☐ 何日も洗濯物が干しっぱなしである		☐ 「頭が変になった」などと自分を否定する発言をする	☐ 火の不始末がある	
	☐ 水道・電気・ガスなどが止まっている				

■緊急度のレベルが低い場合でも、日頃から様子を見て、気にかけておきましょう。

※心配なときや複数チェックが付く場合は、いきいきセンターふくおか等に相談をお願いします

■緊急度のレベルが高い場合は、いきいきセンターふくおか等、関係機関への相談をお願いします。

連絡先

いきいきセンターふくおか
(福岡市地域包括支援センター)

■高齢の家族・知人や自分のことで、
心配事や困り事があれば、ご連絡を。

※小学校区により担当が分かれています



区障がい者基幹相談支援センター

■障がいの種別や診断の有無は問わず、
65歳未満の方やその家族、
地域の人などからの相談に応じます。

※小学校区により担当が分かれています



4. 各専門部会での検討状況 <権利擁護部会>

※権利擁護部会は福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会をもって充てる（事務局：福岡市・福岡市成年後見推進センター）

（１）協議会の概要

① 目的

権利擁護支援における司法、医療及び福祉等の関係機関の地域連携ネットワーク構築とその推進を図る

② 構成団体

- 後見人受任団体：福岡県弁護士会、福岡県司法書士会、福岡県社会福祉士会
- 医療機関：福岡市医師会
- 相談支援機関：いきいきセンターふくおか（包括）、障がい者基幹相談支援センター
- 地域支援団体：福岡市民生委員児童委員協議会、福岡市社会福祉協議会
- 関係専門職団体：福岡県介護支援専門員協会、福岡県医療ソーシャルワーカー協会
- 金融機関：日本郵便九州支社福岡市地区連絡会
- 行政：区地域保健福祉課、区福祉・介護保険課、区健康課
- オブザーバー：福岡家庭裁判所

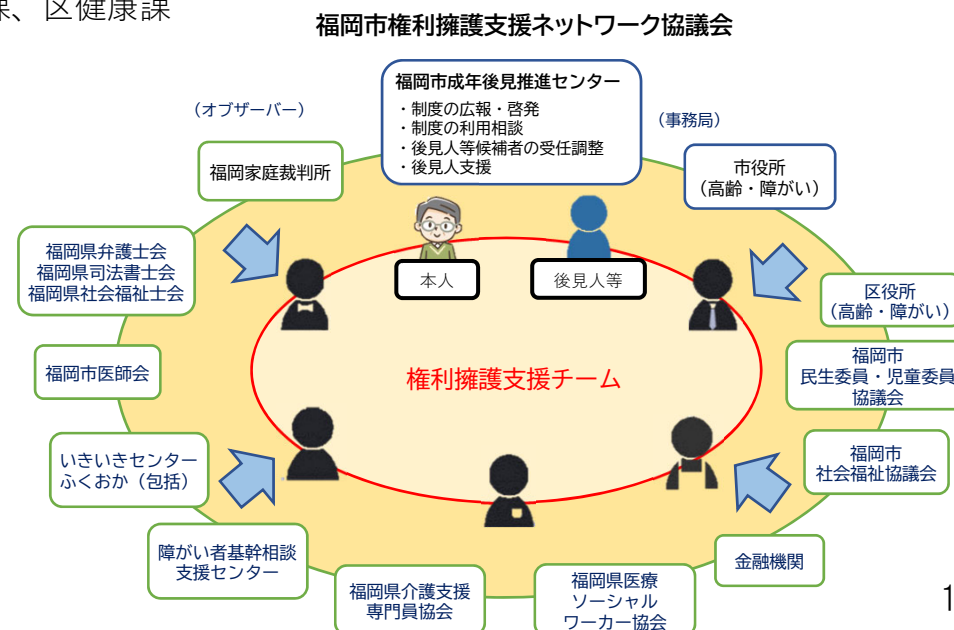
令和5年度までの協議事項等

令和4年度

- 第1回 ・各団体に事前アンケートを実施（各団体の取組みや課題など）
- ・取組みの方向性を検討
- ・ワーキンググループの立ち上げ

令和5年度

- 第2回 ・研修会の開催に向けて
- 権利擁護支援ネットワーク協議会研修会の開催
- 第3回 ・研修会の報告と今後の展開について



4. 各専門部会での検討状況 <権利擁護部会>

(2) 令和6年度の主な協議事項

■第4回（令和6年6月5日）

令和6年度取組について

- ・意思決定支援・多職種連携の普及・啓発
- ・各団体における課題の共有と検討
- ・区レベルで抽出した地域課題の共有と検討
→地域・各団体の共通課題を抽出し、各団体へアンケートを実施することとした

■第5回（令和6年11月27日）

各団体へのアンケート結果及び以下①～⑥の地域課題の検討と今後の取組について

(3) 第5回専門部会での主な意見等

- ・人材の確保と現任者への支援体制が必要
- ・他機関と協働で研修会を行うことで相互理解が深まった
- ・身寄りのない方への対応ヒント集を作成し好評である
- ・機会をとらえて各団体の課題や情報を共有することで、相互理解の促進が図られている
- ・多くの課題は多職種連携、様々な視点からの検討が必要
- ・80-50問題から90-60問題になっている世帯もある
- ・経済的課題に関する相談対応は大変苦慮している
- ・自身で情報を得ることのできない方もいる
- ・権利擁護に関する情報が市民に行き届いていない

(4) 今後の方向性

●人材育成と対応力向上

〔地域課題〕

- ③複合課題を抱えた高齢者への支援力向上
- ⑥適切な介入とアセスメント力向上及び多職種連携した支援

〔具体的取組み〕

- 分野を超えた協働による研修
・博多区で実施済→横展開を検討
- 各団体作成の支援ツール
(ヒント集、事例集等)の共有
・権利擁護の視点を踏まえ抜粋

●体制整備と相互理解

〔地域課題〕

- ①多職種の相互理解と連携強化
- ②高齢者・障がい者支援体制の整備
- ③複合課題を抱えた高齢者への支援力向上
- ④成年後見制度、権利擁護に関する体制強化と推進
- ⑥適切な介入とアセスメント力の向上及び多職種連携した支援

〔具体的取組み〕

- 研修開催時に他団体へ参加呼び掛け
- 事例検討会を通じた相互理解の深化

●市民・団体への広報周知

〔地域課題〕

- ④成年後見制度、権利擁護に関する体制強化と推進
- ⑤認知症高齢者の金銭管理支援

〔具体的取組み〕

- 市民が集う場での積極的な発信
- 団体への意識啓発の拡大

私は私らしく、

あなたはあなたらしく

～「自分で決める！」を支えます～

福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会



令和5年度ネットワーク協議会研修会で策定したスローガン

本日、ご意見いただきたいこと

今後、専門部会での検討を更に進めるにあたって、
次の点に基づき、ご意見をお願いします。

○ 各部会での検討状況、取組みの方向性に対するご意見

<議題(2)－②>

重点テーマと新たな分野横断的取組みについて

令和7年1月23日（木）

令和6年度第1回地域包括ケアシステム推進会議

1. 地域包括ケアアクションプランにおける重点テーマと分野横断的取組み

- 前計画期間の取組みの中で把握された、優先的に取り組むべき課題・重視すべき課題を踏まえて重点テーマを設定した。
- 新たな重点テーマ①、③については、保健（予防）・医療・介護・生活支援・住まいの分野を横断した分野横断的取組みを検討、実践している。

新規

重点テーマ①

自己選択・自己決定を支える 環境づくり

「単身高齢者の増加や高齢者の意思決定・備えの必要性」に対応して、より幅広い対象の自己選択・自己決定を支える環境づくりに取り組む。

【分野横断的取組み】

生活課題が顕在化する前の
早期からの意思表示、意思決定の啓発

<現在の取組み状況 ⇒P3～5>

継続

重点テーマ②

介護・予防・生活支援の 重層的な確保

介護予防・重度化防止策の一つとして、「介護予防型個別支援会議（自立支援に資する地域ケア会議）」を本格実施、また、生活支援コーディネーターを全圏域へ配置し、地域特性を踏まえた生活支援・介護予防活動の充実を推進する。

新規

重点テーマ③

複合課題への対応

「地域共生社会の体制づくりや、高齢者分野の現場だけでは解決が難しい課題」に対応して、専門職が自身の関わりの中で、複合課題に気づき、つなぐ支援など、分野を超えた連携の促進などに取り組む。

【分野横断的取組み】

複合課題への対応（高齢者分野からの
気づき・つなぐ支援のあり方）

<現在の取組み状況 ⇒P7～11>

2. 分野横断的取組み

(1) 生活課題が顕在化する前の早期からの意思表示、意思決定の啓発

<目的（アクションプランより）>

- 地域包括ケアの実現に向けた取組みが進む中、地域・団体・行政で、多くの取組みが創出され、情報発信されてきています。市民においては、それらの取組みや情報を活用して、元気なうちから、自らの高齢期に向けての備えや意思表示を行うことの大切さを理解する必要があります。
- 一方で、生活課題が顕在化する前の段階では、受け手である市民が意識しづらく、必要な情報が十分に届いていなかったり、情報把握する動機が弱い状況にあります。また、発信されている情報についても、具体性が乏しいために、備えるべきことのイメージが湧きにくかったり、備えていなかった場合のリスクばかりが強調され、「まだ考えたくない」という心情になってしまうのではないか、といった課題が指摘されています。
- この取組みでは、市民自らがライフステージにあわせて情報把握ができる環境づくりや効果的な情報発信の方法を検討し、実践していきます。

<現在の取組み>

(1) 目標

- ・ 一元的な情報の発信
- ・ 生活課題が顕在化する前の早期からの意思表示・意思決定を考えるきっかけとなるような媒体の作成

2. 分野横断的取組み

(1) 生活課題が顕在化する前の早期からの意思表示、意思決定の啓発

(2) 令和4年度にワーキンググループでパンフレット「自分で決める人生ガイド」を作成（参考資料4-1）

■作成目的

- ✓ エンディングノートを書く手前の世代の方へ、早期からの意思表示、意思決定の必要性を伝える
- ✓ 高齢期に起こりうる生活課題を考えるきっかけ（動機付け）とする
- ✓ 専門職が、患者・利用者等へ声をかけるきっかけになるような内容・デザインとする

■啓発の対象

- ✓ 55歳以降・（定年）退職のタイミングの市民
- ✓ その他、健康や介護、終活等の情報を求めている方

■パンフレット配布先（報告）＊30,000部 発行（累計部数）

- ①事業所、団体等：14,370部
病院（地域連携室関連）、薬局、歯科、介護事業所、図書館
民生委員児童委員協議会（地区民児協）、自動車運転免許試験場（返納窓口等）
市社会福祉協議会（終活サポートセンター等）、福岡県生涯現役チャレンジセンター
- ②行政関連施設等：5,917部
市役所、区役所、出張所、いきいきセンター、公民館 等
- ③専門部会団体・講座等：600部
市主催の関連講座（ゆる〜く備える親の介護講座）、専門部会団体

■配布開始時期 令和5年3月1日～

■広報 ・市ホームページへの掲載

- ・SNSでの情報発信（市LINE(VOOM)、SmartNews/Yahoo!、Facebook、市LINE「健康・暮らし等」、オンラインチャレンジ講座LINE、ふくおか散歩）



2. 分野横断的取組み

(1) 生活課題が顕在化する前の早期からの意思表示、意思決定の啓発

(3) 令和6年度の取組み

パンフレット「自分で決める人生ガイド」の市民向け広報動画の作成

市民向けwebアンケート（市ホームページに掲載）にて、「自分で決める人生ガイドをテキストにしたオンラインセミナー等へ参加したい」「相談できる専門職等が講師を行うものを見たい」といった意見があった。また、令和5年度に開催したワーキングでの意見も踏まえ、「普及」と「行動促進」を目指し、広報動画を作成する。

【動画の概要】

●動画の構成

- ・4つのステップ（右図）ごとの各10分間の動画で構成。（10分×4本＝計40分）
- 関心があるステップのみを選んで見ることができる。
- ・パンフレットの作成趣旨や内容を説明するほか、ステップごとに、医療・介護の専門職が、備えの大切さや相談先などについてコメントする。

※上記の動画の他、短時間の動画も作成予定。

●視聴者想定

読者ターゲットである50代以上

●放映先・活用方法

- ・市ホームページやYouTubeで放映
- ・市民向け講座等での活用



2. 分野横断的取組み

(2) 複合課題への対応（高齢者分野からの気づき・つなぐ支援のあり方）

<目的（アクションプランより）>

- 医療・介護の現場でもキーパーソンの不在や経済的困窮、8050問題、虐待、精神疾患や障がいのある同居親族への対応など、高齢者分野以外にも対応の難しい課題を複合的に抱えているケース、いわゆる複合課題を抱える世帯への対応が課題となっています。
- このような複合課題については、多様な分野の専門職や関係機関との連携が必要となりますが、高齢者分野の専門性だけでは課題解決の見通しが立てにくかったり、他の職種の課題解決の方法論が分からず、役割分担が難しいといった課題が指摘されています。また課題が深刻化した段階では対処が難しいため、より早い段階で気づき、支援者につなぐような予防的な関わり方も必要との指摘があります。さらに、専門職だけでは早い段階で課題を察知するのが難しいことも多いため、地域での活動に協力的な市民とも連携することが必要となってきます。
- この取組みでは、課題が深刻化する前段階で、各専門職が自身の関わりの中で複合課題に気づき・つなげる支援の促進を目的に、ツールや研修等について、団体共働で検討・実践していきます。

2. 分野横断的取組み

(2) 複合課題への対応（高齢者分野からの気づき・つなぐ支援のあり方）

＜現在の取組み＞

(1) 目標

- 複合課題の見立てや連携を行いやすくするためのツールとして作成した、複合課題に「気づき・つながる」研修パッケージの普及・活用

※令和5年度にワーキンググループを開催し、令和4年度に作成した研修パッケージの改善について検討。
実際に研修会に参加した参加者からの声をもとに、180分の通常版に加えて、90分の短縮版を作成した。
あわせて、研修ガイドなども見直しを行った。

(2) 令和6年度の検討内容

複合課題に「気づき・つながる」研修パッケージの広報・普及支援

- ・ 市主催研修会の開催（専門職に対して研修パッケージを体験できる機会の提供、1回／年）
- ・ 研修パッケージを広報するためのチラシの作成・配布（パッケージの使い方、アレンジの仕方、導入事例などを記載）
- ・ ワーキングにて、研修パッケージの広報・周知方法について検討した。

2. 分野横断的取組み

(2) 複合課題への対応（高齢者分野からの気づき・つなぐ支援のあり方）

○令和6年度 複合課題に気づき・つながる研修会開催報告

- ・ 関係機関・団体やワーキングメンバー、関係部署を通じて研修参加者を公募。
- ・ 参加者は増加傾向。高齢分野以外からの参加も増えてきている。
 - 医療：薬局の薬剤師、医療機関の看護師、医療ソーシャルワーカー
 - 障がい：基幹相談支援センター、グループホーム、就労支援事業所（ジョブコーチ）
 - こども：スクールソーシャルワーカー
 - 地域：社会福祉協議会

日時	令和6年8月9日（金）14:00～17:00
形式	対面開催（天神ビル10号会議室）
参加者数	103名
内訳	高齢者分野：58人 障がい分野：17人 医療分野：11人 地域分野：6人 子ども分野：7人 生活困窮分野：4人



- ・ 市主催の研修会以外にも、区での地域ケア会議、権利擁護支援ネットワーク協議会等の場でパッケージを活用した研修会が開催されている。

本日、ご意見いただきたいこと

アクションプランで新規に設定した2つの重点テーマについて、次の点に基づき、ご意見をお願いします。

○ 現在の取組み（分野横断的取組み）に対するご意見

<議題（3）>

**2025年に向けた地域包括ケアアクションプランの
評価について（方針）**

令和7年1月23日（木）

令和6年度第1回地域包括ケアシステム推進会議

1. アクションプランで目指してきたこと

- アクションプランは、2015（H27）年度以降、地域課題や社会動向に応じて改定を重ねてきたが、プラン策定当初から一貫して、「介護保険制度の基本理念（高齢者の尊厳の保持、高齢者の自立生活の支援）」に基づき、「2025年の目指す姿」を設定し、取組みを進めている。



1. アクションプランで目指してきたこと

➤ 2025年の目指す姿

①多様な主体による支え合い・助け合いの実現

地域包括ケアが実現した福岡市においては、高齢者に限らず、若い世代や企業等が、それぞれ持てる力や時間を互いに分かち合い、多世代のつながり、ふれあいの中で、支え合い・助け合いが行われている。

②一体的で切れ目ない支援による住み慣れた地域での暮らしの実現

保健（予防）・医療・介護・生活支援・住まいが一体的に切れ目なく提供される体制が整っており、誰もが個人として尊重され、人生の最期まで、住み慣れた地域で暮らしている。

③市民の主体的な取組みによる自立生活の実現

市民が、若い頃から健康づくりや介護予防に主体的に取り組む、疾病や加齢により、心身の機能が低下しても、その有する能力に応じ、自立した生活を送っている。

➤ 「2025年の目指す姿」の実現に向けて、地域包括ケアの5つの分野ごとの目指す姿を定めている。

【保健（予防）分野】	● 市民が積極的に健康づくり・介護予防に取り組んでいる
【医療分野】	● 医療ニーズが高い人でも在宅生活ができることについて市民の理解がある ● 高齢者が在宅に必要な医療サービスを受けられる
【介護分野】	● 市民が「自立」の理念と「介護サービス」の仕組みを正しく理解している ● 高齢者が自立支援を基本に、必要な介護サービスを適切に利用できる
【生活支援分野】	● 高齢者が必要に応じて、食事・買い物・見守り・安否確認・財産管理などの生活支援等サービスを受けられる ● 家族など介護者も無理なく日常生活を送っている ● 高齢者が孤立せず、地域と関わりをもった生活を送っている
【住まい分野】	● 高齢者が住み慣れた地域において、心身や経済状況等に応じた適切な住まいで、生活を送っている

- 上記の他に、各分野の個別の取組みに留まらず、それらが一体的に切れ目なく提供できるように、分野を横断した広域的な取組みを行っている。

2. アクションプランの評価について

(1) 評価の目的

- ① 10年間の取組みを振り返り、目指す姿の達成状況や課題の分析を行うとともに、2040年を見据えた新たな目標、課題、推進体制等を検討することで、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図る。
- ② ①の内容を広く発信することにより、より多くの市民や専門職の参画につなげる。

(2) 評価の考え方・進め方

- ① アクションプランに基づく行政、団体の取組みについて、「機能性」（＝目指す姿の実現に役立つものとなっているか）に着目した評価を行う。
- ② 2015年以降の社会状況や地域課題の変化についても分析を行う。
 - 〔社会状況〕 国の法・制度の状況、人口動態、高齢化率や要介護認定者数等の変化、亡くなる人の場所の変化、市民の意識の変化 等
 - 〔地域課題〕 分野別の地域課題の数の変化、近年増えている地域課題の傾向 等
- ③ 評価結果をもとに、2040年を見据えた新たな目標、課題、推進体制等を検討していく。
⇒ **次期プランへ反映**

2. アクションプランの評価について

(3) 評価の項目

次の①～⑨に向けた取組みの状況、及び⑩、⑪について評価を行う。

➤ 各分野の目指す姿の実現に向けた取組み

【保健（予防）分野】

- ① 市民が積極的に健康づくり・介護予防に取り組んでいる

【医療分野】

- ② 医療ニーズが高い人でも在宅生活ができることについて市民の理解がある
- ③ 高齢者が在宅に必要な医療サービスを受けられる

【介護分野】

- ④ 市民が「自立」の理念と「介護サービス」の仕組みを正しく理解している
- ⑤ 高齢者が自立支援を基本に、必要な介護サービスを適切に利用できる

【生活支援分野】

- ⑥ 高齢者が必要に応じて、食事・買い物・見守り・安否確認・財産管理などの生活支援等サービスを受けられる
- ⑦ 家族など介護者も無理なく日常生活を送っている
- ⑧ 高齢者が孤立せず、地域と関わりをもった生活を送っている

【住まい分野】

- ⑨ 高齢者が住み慣れた地域において、心身や経済状況等に応じた適切な住まいで、生活を送っている

➤ 分野を横断した取組み

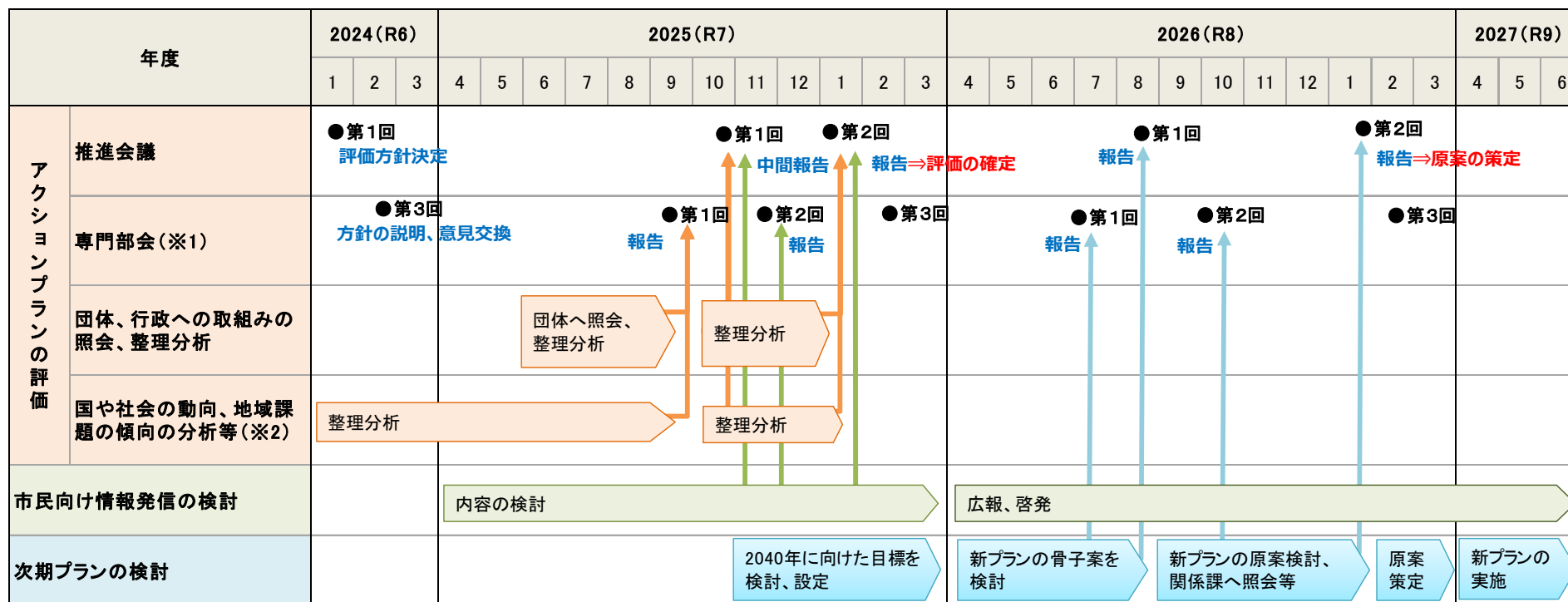
- ⑩ 分野を横断した広域的な取組みの状況

➤ 推進体制

- ⑪ 地域包括ケアの推進体制

2. アクションプランの評価について

(4) スケジュール (予定)



※1 全7部会のうち住まい部会、権利擁護部会は、別途意見交換を実施

※2 高齢者実態調査(令和7年度実施)の結果も活用